

助成の対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

【男性不妊治療以外】

	治療内容	上限額
A	新鮮胚移植を実施した場合	75,000 円
B	凍結胚移植（採卵・受精後、1～3 周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療）を実施した場合	75,000 円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合	37,500 円
D	体調不良等により移植の目途が立たず治療を終了した場合	75,000 円
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止した場合	75,000 円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合	37,500 円

※採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

【男性不妊治療分】

精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した治療を除く。）	75,000 円
-----------------------------------------------------------	----------